

田辺市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、田辺市補助金等交付規則（平成17年田辺市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「浄化槽」とは、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽のうち、生物化学的酸素要求量（以下この条において「BOD」という。）の除去率が90%以上、放流水のBODが20mg/ℓ（日間平均値）以下の性能を有するものをいう。

(補助対象地域)

第3条 補助金の交付対象となる地域（以下「補助対象地域」という。）は、本市の行政区域とする。ただし、次に掲げる区域を除くものとする。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第5条第1項第1号に規定する予定処理区域（同法第4条第1項の規定により国土交通大臣又は知事の認可を受けた同項の事業計画において定められたものに限る。）
- (2) 集落排水事業の実施地区又はおおむね5年以内にその供用開始が確実に見込まれると市長が認めた地区
- (3) コミュニティプラント、小規模集合排水処理施設整備事業その他の排水処理施設整備事業の実施区域又はおおむね5年以内にその供用開始が確実に見込まれると市長が認めた区域

(補助対象となる浄化槽)

第4条 補助金の交付対象となる浄化槽は、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号。厚生省生活衛生局水道環境部浄化槽対策室長通知）に適合する浄化槽であって、全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会（以下「全国浄化槽協議会」という。）に登録されたものとする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象地域内において、次に掲げる建物に処理対象人員が50人以下の浄化槽を設置しようとする者とする。

- (1) 住宅（専ら自らの住居の用に供する建物又は述べ床面積のおおむね2分の1以上を自らの住居の用に供する建物をいう。）
- (2) 飲食店その他排水の状況がこれに類すると市長が認める建物
- (3) 町内会館その他これに類すると市長が認める建物

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請又は法第5条第1項の規定による届出を行わずに浄化槽を設置する者
- (2) 住宅を借りている者で所有者の承諾が得られないもの
- (3) 販売の目的で浄化槽付きの住宅を建築する者
- (4) 市町村税を滞納している者

(補助)

第6条 市長は、補助対象者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、別表のとおりとし、浄化槽の設置に要する費用に相当する額を限度とする。

(交付申請)

第7条 規則第4条の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 和歌山県浄化槽取扱要綱（平成13年3月13日制定。以下「県浄化槽要綱」という。）の規定により保健所長に提出した浄化槽設置計画書又は浄化槽設置届出書の受理書（補助金申請用）
- (2) 浄化槽工事見積書
- (3) 全国浄化槽協議会の登録証
- (4) 登録浄化槽管理票（C票）
- (5) 小規模合併処理浄化槽施工技術者特別講習会修了書又は昭和63年度以降に法第42条第1項各号に該当することとなった浄化槽設備士免状の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(遅延等の報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金に係る事業が予定の工事期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、当該補助対象年度の2月10日までに市長に報告して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第11条に規定する補助事業実績報告書は、補助金に係る事業の完了後1月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 県浄化槽要綱の規定により保健所長に提出し受理された浄化槽設置完了届（補助金申請用）
- (2) 浄化槽工事自主検査チェック票
- (3) 工事写真（カラーコピー可）
- (4) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (5) 法第11条の規定による水質検査（第11条において「11条検査」という。）の依頼書の写し
- (6) 浄化槽工事若しくはこれを含む請負工事に係る補助事業者あての請求書の写し又はこれらの工事のために補助事業者が支払った額に係る領収書の写し。ただし、工期の都合等により領収書の写しを添付できない事情がある場合には、補助事業者の浄化槽設置工事費支払確約書
- (7) 全国浄化槽協議会の保証登録証
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(設置工事の確認)

第10条 市長は、補助金に係る事業を適正に執行させるため、浄化槽の設置工事の状況をその施工現場において確認するものとする。

(補助事業者の責務)

第11条 補助事業者は、県浄化槽要綱の定めるところにより法に基づく保守点検及び清掃を定期的に実施し、常にその機能が良好な状態で保持できるよう維持管理しなければならない。

2 補助事業者は、浄化槽の使用開始後3月を経過した日から5月以内に法第7条の規定による水質検査（次項において「7条検査」という。）を受けるとともに、その後1年に1回、11条検査を受けなければならない。

3 補助事業者は、次に掲げる結果を市長に報告しなければならない。この場合において、第2号及び第3号に規定する結果については、当該浄化槽を使用する間、これを報告しなければならない。

- (1) 7条検査の結果
- (2) 法第10条第1項の規定による保守点検及び清掃の結果

(3) 11条検査の結果

(報告等)

第12条 市長は、補助事業者に対し、補助金に係る事業の実施状況又は浄化槽の管理状況について必要な調査を行い、又は報告を求めることができる。

2 補助事業者は、前項の規定による調査又は報告の求めに対して協力しなければならない。

(排水処理施設への接続義務)

第13条 補助事業者は、当該地域において下水道その他の排水処理施設の整備がなされたときは、その施設に接続しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

2 この要綱の施行日の前日までに、合併前の田辺市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱（平成14年7月18日制定田辺市要綱）又は本宮町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成4年本宮町告示第10号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

人槽区分	補 助 区 分			
	(1) 住宅（専ら自らの住居の用に供する建物又は述べ床面積のおおむね2分の1以上を自らの住居の用に供する建物をいう。） (2) 飲食店その他排水の状況がこれに類すると市長が認める建物		(3) 町内会館その他これに類すると市長が認める建物	
	補 助 金 額			
	従来型浄化槽	環境に配慮した浄化槽	従来型浄化槽	環境に配慮した浄化槽
5人槽	332千円	380千円	332千円	380千円
6人槽	414千円	462千円	414千円	462千円
7人槽				
8人槽	548千円	596千円	548千円	596千円
10人槽				
11人槽				
12人槽	939千円	987千円	939千円	987千円
13人槽				
14人槽				
15人槽				
16人槽				
17人槽				
18人槽				
19人槽				
20人槽				
21人槽				
22人槽				
23人槽				
24人槽				
25人槽				
26人槽				
27人槽				
28人槽				
29人槽				
30人槽				
31人槽以上 50人槽以下	1,472千円	1,520千円	2,037千円	2,085千円

備考 環境に配慮した浄化槽とは、窒素又は磷除去型浄化槽、再生素材を利用して製作された浄化槽その他市長が認めた浄化槽をいう。